租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長		
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税8)		
		(法人住民税、事業税:義、個人住民税:外)(地方税7)		
		【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】		
3	租税特別措置等の内容			
		(1)国税		
		〇特別償却(法人税、所得税)		
		・沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を		
		新設又は増設した場合、当該新増設に係る建物及びその附属設備に		
		ついての特別償却制度(建物・附属設備8/100)		
		(2)地方税		
		〇法人住民税、個人住民税、事業税		
		・沖縄の離島地域において、上記特別償却の軽減となる特例措置と同様		
		の効果を適用する(自動連動)。		
		(3)上記の適用期限(平成 29 年3月 31 日)を5年間延長する。		
		《関係条項》		
		·沖縄振興特別措置法第 93 条、94 条		
		·租税特別措置法第 12 条、第 45 条		
		・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9		
4	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)		
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期: 平成 28 年 8 月 分析対象期間: 平成 25 年度~31 年度		
6	租税特別措置等の創設			
	年度及び改正経緯	平成 9年度 制度創設		
		平成 14 年度 適用期限5年延長		
		平成 19 年度 適用期限5年延長		
		平成 24 年度 適用期限5年延長		
7	適用又は延長期間	5年間(平成 29 年度~33 年度)		
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》		
	等及びその	沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種		
	根拠	基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、相応の成果を上げてき		
		たが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから本島との間には依然		
		として格差が存在するほか、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域		
		活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。		
		離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。離島地域は観光		
		を振典し、		
		員ぶが豊富という利点を持ち占わせており、観光・ワノート産業は離島地域の 自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、当該特例措		
		- Children Communication of the Communication of th		

《政策目的の根拠》

厳しい状況にある沖縄県の離島地域において、各種産業活動の活性化を図るため、本特例措置を講ずることにより、事業者の投資を誘発させるインセンティブを与えることが必要である。

- 〇沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄)
 - •(目的)
 - 第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本 方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業 を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつ つその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資す るとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。
 - •(定義)

第3条

- 3 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。
- (離島の旅館業に係る減価償却の特例)
- 第93条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。
- ・(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)
- 第94条 第9条の規定は、地方税法第6条の規定により、地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは離島の地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。
- 〇沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)
 - Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項
 - 9 離島の振興に関する基本的な事項

離島地域については、各島が個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海及び排他的経済水域(EEZ)等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている地域であり、住民の方々が安心・安全に生活できることが重要である。

このため、交通コスト等の低減や、定住促進に不可欠な公営住宅等の生活環境基盤の整備、教育・医療・福祉における住民サービスの向上等の定住条件の整備を図るとともに、農商工連携や離島間・本島間との連携・交流等を強化し、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ることで、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指す。

		 ○沖縄21世紀ビジョン基本計画(平成24年5月) 第3章基本施策 3. 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して (12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開ア.観光リゾート産業の振興豊かな自然環境と共生する観光地の形成や、それぞれの島の独特な文化や趣きなど島々の個性や魅力を生かした着地型観光プログラム等の開発を促進します。このため、外国人観光客の増大も視野に入れた観光客受入体制の整備や観光人材育成等について地域のニーズに合わせた支援を行うとともに、各離島の魅力やイメージを積極的に発信し、国内外からの認知度を高める取組を強化するなど、新たな離島観光の展開に向けた取組を推進します。また、観光施設の新設や施設整備の拡充等に対し、税制上の優遇措置を講じるとともに、観光事業者等が行う外国人観光客の増大や観光の高付加価値化などに対応するための施設等の整備を促進します。さらに、宮古・八重山地域における海外航路・航空路の充実及び外国人受入体制の充実・強化を図るとともに、近隣諸国等からの観光客増大に向けた誘客活動を推進します。 ○沖縄21世紀ビジョン実施計画改訂版(平成27年4月)第2章「基本施策」に係る取組将来像Ⅲ希望と活力にあふれる豊かな島(12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開離島の持つ活力の維持・向上に向けて、観光リゾート産業、農林水産業、食品加工業、伝統工芸等、地域に根ざした産業の総合的・一体的な振興を図り、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指す。 ○住みよく魅力ある島づくり計画第3章振興施策の展開
		第2節 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 1. 観光リゾート産業の振興 (3)観光客の受入体制の整備
	7 65 11 -	For the Total Add the Collection
	政策体系における 政策目的の位置付け	【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進
3	達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業等の振興、就 労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅 館業用建物等の立地を促進する。
		宿泊施設数 収容人員数 当初値(平成26年度) 1,544 38,188 目標値(平成33年度) 1,671 41,325 差 引 127 3,137

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

沖縄の離島の観光産業においては、時期により指標の数値に差が生じやす く通年での目標になじまないため、ピーク時の収容規模が重要である。 そこで、下記の指標にて目標値を設定することとする。

- ・離島地域の宿泊施設数(ホテル、旅館等)
- 離島地域の施設収容人員数

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

本特例措置制度は、事業者に対して投資インセンティブをもたらすものであり、それにより離島地域における旅館業等の立地を促進することで、就労の場を創出し、離島地域の活性化に寄与する。

9 ┆有効性 │ ①┆ 適用数等

1 税制優遇措置の適用状況

- (1)国税及び地方税の適用状況
- ①国税(特別償却制度)

平成 24 年度実績: 1件 7,632 千円 平成 25 年度実績: 1件 71,112 千円 平成 26 年度実績: 0件 O千円

②地方税(自動連動)

平成 24 年度実績:878 千円 平成 25 年度実績:8,132 千円 平成 26 年度実績:0千円

※事業税には地方法人特別税を含んでいる。

適用実績が僅少な理由

各年度 10 件と見込んだにもかかわらず、国税の実績が少ない状況にあるのは、事業初年度の黒字化が困難なことが原因と考えられる。実際に、沖縄県が平成 26 年度に固定資産税を免除した法人に調査したところ、その約7割が、特別償却のための要件である黒字化ができていない赤字法人であることが分かった。

また、沖縄県では、平成28年1月に各離島市町村に対してアンケート調査を 実施したところ、「地方税の課税免除の申請を行った事業者に対し、特別償却 制度の周知や紹介を行っているか」との問いに対して、回答した14離島市町 村のうち、事業者に制度の説明をしている市町村は3市町村のみであった。

宮古島市、竹富町など固定資産税の課税免除が多い市町村においても、周知を行っていなかったことからも、活用されなかった理由の1つとして周知不足があったと考えている。

(2)将来の予測

平成 20 年度~25 年度の入域観光客数の平均増加率を基に、平成 26 年度~33 年度の8年間での宿泊施設数の増加見込みを算出したところ、8年間で127 件の宿泊施設が増加する。このうち、7割は赤字企業であったので、特別償却を活用する3割と仮定し、127 件×3割=38 件が適用可能であると考えている。1年間に換算すると、特別償却は各年度5件の適用が見込まれる。

② 減収額

(1)実績

上記9①のとおり

(2)将来の予測

9①の仮定に基づいて次のとおり試算した。

(件、千円)

	H29	H30	H31	H32	H33
件数	5	5	5	5	5
適用額(1件)	7,632	7,632	7,632	7,632	7,632
減収額	1,786	1,771	1,771	1,771	1,771

- ※ 平成 25 年度の実績はスポット的な大型投資であり、将来予測のベースとするには 馴染まないことから、平成24年度の実績7,632千円をベースとして試算。
- ※ 減収額は適用額に法人税率を乗じて算出した。
- ※ 法人税率は平成 29 年度 23.4%、平成 30 年度以降 23.2%とした。

③ 効果・税収 | 《効果》 減是認効

果

1. 達成目標の実現状況

宿泊施設数 収容人員数

当初値(平成26年度) 1,544 38,188 目標値(平成33年度)__1,671 41,325 目標値との差 127 3.137

2. 所期の目標の実現状況

	宿泊施設数(軒)	収容人員数(人)
当初値(平成24年度)	1,388	37,946
実績値(平成26年度)	1,544	38,188
目標値(平成28年度)	1,030	37,143
目標値との差	514	1.045

- 3. 租税特別措置等による直接的な効果 宿泊施設数及び収容人員数が直接的な効果である。
- 4. 制度が延長できなかった場合の影響

延長されない場合、事業者の設備投資や、企業が進出候補地を決定する際 の重要な要件を失うこととなり、離島地域の産業振興に大きな影響があるもの と考える。

《税収減を是認するような効果の有無》

(1)これまでの効果

本特例措置制度により離島の旅館等の施設数、収容人員数は順調に増加 している。なお、本制度により新増設された施設数及び収容人員数による効果 のみを算出することは困難なため、圏域全体の効果を試算することとしたが、 宮古圏域、八重山圏域、久米島における入込観光客数についても増加傾向に あるため、離島地域における産業振興に大きく寄与していると考える。

入込観光客数	八重山圏域	宮古圏域	久米島	(単位:人)
平成 22 年度	707,817	404,144	91,544	
平成 26 年度	1,130,430	430,550	92,771	
差引	422,613	26,406	1,227	

(2) 将来の効果(平成 29 年度~33 年度)

以下のとおり、平成29年度から33年度までの5年間における経済に与える効果は、約20億円となり、約9百万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。

将来の観光収入見込額に基づく税収効果

ア. 沖縄の主要離島の観光客数需要見込みは以下のとおり。

(出典:沖縄県文化観光スポーツ部「沖縄観光推進ロードマップ」)

	平成 28 年度	平成 33 年度	(単位∶万人
•沖縄本島周辺離島	26	32	
•宮古圏域	60	70	
•八重山圏域	123	155	
<u>·</u> 久米島	11	15	
合計	220	272	

イ. 各主要離島の県外客消費単価(平成26年度)は以下のとおり。

(出典:沖縄県文化観光スポーツ部「平成26年度観光統計実態調査」)

•宮古圏域:83,030円

•八重山圏域:85,515円

• 久米島: 59,055 円

上記ア、イより、平成 29 年度から 33 年度までの観光収入の増収見込額は、約 415 億7千万円となる。

·沖縄本島周辺離島:6万人×59,055 円= 3,543,300 千円···(※)

·宮 古 圏 域 : 10 万人×83,030 円= 8,303,000 千円

·八 重 山 圏 域:32万人×85,515円=27,364,800千円

·久 米 島 :4万人×59,055 円= 2,362,200 千円合計41,573,300 千円

(※):本島周辺離島は、久米島の消費単価を使用。

ウ. 観光収入見込額に基づく税収効果は以下のとおり。

(出典:沖縄県文化観光スポーツ部「平成22年度観光統計実態調査(観光消費による経済波及効果の推計)報告書」)

・平成21年度の観光消費額441,789百万円の税収効果が21,287百万円であるので、平成29年度から33年度までの5年間における税収効果は、約20億円と試算される。

(21,287 百万/441,789 百万)×41,573 百万=2,003 百万円

10	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	本特例措置は、沖縄の離島における旅館業用建物等を新・増設した場合に 投資を促進するものである。また、自らリスクをとって投資を行う企業に限定し ている。 また、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過 剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性があり、加えて、事業 者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまない。 そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでいる。 なお、補助金では、自己資金による設備投資ではないということに起因する 過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードが生じる可能性があるという側面も あるが、本制度は自らリスクをとって投資を行う企業に限定している。
		3	地方公共 団体が協 力する相 当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
11	有識者の	見	.解	
12	前回の事 後評価の		評価又は事 施時期	平成 23 年8月(内閣3)

資料1

沖縄の離島における旅館業用建物等の達成目標(平成33年度見込み)

○離島地域の入域観光客数増加見込み

単位(人)

-	平成20年度 (A)	平成25年度 (B)	増加率(H20∼H25) (C)=(B)∕(A)	平均増加率 (D)	増加率見込み(H25~ 33) (E)	平成33年度見込み (F)=(B)×(E)	增加数見込 (G)=(F)-(B)
入域観光客数	2,932,783	3,102,933	5.8%	1.13%	9.4%	3,395,943	293,010

平成20年度~25年度增加率

 $5.8\% \cdot \cdot \cdot 3.102.933/2.932.783 = 1.058$

1年間の平均増加率

 $1.13\% \cdot \cdot \cdot 1.058^{(1/5)} = 1.13$

平成25年度~33年度の増加率見込み

9.4% · · · (1.0113)⁸ = 1.094

○離島地域の宿泊施設数増加見込み

単位(軒)

	平成26年度 (A)	増加率見込み(H26~ 33) (B)	平成33年度見込み (C)=(A)×(B)	増加数見込み (D)=(C)-(B)
宿泊施設数	1,544	8.2%	1,671	127

平成26年度~33年度の増加率見込み

 $8.2\% \cdot \cdot \cdot (1.0113)^7 = 1.082$

○離島地域の収容能力数増加見込み

単位(人)

	平成26年度		平成33年度見込み	増加数見込み	
	(A)		(C)=(A)×(B)	(D)=(C)-(B)	
収容能力数	38,188	8.2%	41,325	3,137	

平成26年度~33年度の増加率見込み

 $8.2\% \cdot \cdot \cdot (1.0113)^7 = 1.082$

※離島地域の入域観光客数は市町村報告、宿泊施設数、収容能力数は保健医療部生活衛生課調べ。